

PFOS(ピーフォス)、PFOA(ピーフォア)を含有する 泡消火薬剤等の適正な取扱いをお願いします。



PFOS、PFOA とは？

PFOS、PFOA は、水や油をはじき、熱に強いので、電子基板の表面処理剤や消火用の薬剤(泡消火薬剤)等に使用されてきました。しかし、近年、環境中で分解されにくく、地中などに蓄積されることがわたり、人体等に有害であることがわかり、製造・使用等が規制されました。

規制されているのであれば問題ないのでは？

現在は、製造・使用などについては規制されていますが、規制前に製造された泡消火薬剤等には含まれている可能性があります。

そのため、既存の泡消火薬剤を使用した場合や廃棄する場合には、注意が必要です。



北九州市からの2つのお願い



1 使用または流出した場合は、市(環境局)にご連絡ください。

泡消火設備の設置者等は、破損その他の事故により、PFOS、PFOAを含む排水が河川等に排出または地下に浸透するなどのおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じ、措置の概要を北九州市長に届け出る義務があります(水質汚濁防止法第14条の2)。

なお、消火活動で使用した場合等は、措置の対象外ですが、環境中への排出状況の把握のため、市(環境局)にご連絡いただくようご協力をお願いします。



2 廃棄する際は、廃棄物処理法の「保管基準」や「委託基準」に従ってください。

詳細については、環境省リーフレットをご参照ください。

環境省リーフレット『消火器等の適切な取扱い・処理をお願いします。』

～PFOS を含有する消火器・泡消火薬剤等の取扱い及び処理について～

<URL: <https://www.env.go.jp/content/900410399.pdf>>



一定年数を経過した泡消火薬剤は交換を推奨しています

泡消火設備の設置から、一定年数(水成膜泡・たん白泡:8~10年、合成界面活性剤泡:13~15年)を経過した泡消火薬剤は、PFOS、PFOA 非含有泡消火剤への交換が推奨されています。消防法による泡消火設備の定期点検において、泡消火薬剤に経年劣化が認められた場合は、速やかに新しいものに交換してください。

なお、PFOS 又は PFOA が含有されている泡消火薬剤であっても、火災時には使用可能です。



お問い合わせ先

- 流出・使用に関すること(上記1):環境局環境監視課 (TEL 582-2290)
- 廃棄に関すること(上記2) :環境局産業廃棄物対策課 (TEL 582-2177)
- 消火設備に関すること :消防局規制課 (TEL 582-3851)